



島根県報

平成25年12月20日（金）

号外 第 173 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県会計規則の一部を改正する規則

（審 査 指 導 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県会計規則の一部を改正する規則（規則第79号）

1 規則の概要

県税外収入金の延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う様式の整備（様式第72号関係）

2 施行期日

平成26年1月1日から施行することとした。

規**則**

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第79号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

様式第72号その1中「（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）を「」の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」といいます。））」に、「は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）」の割合で計算した」を「には、その年（以下「特例基準割合適用年」といいます。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額の」に改める。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。